

積立投資のフォローアップ、プロダクトガバナンス、 フィデューシヤリー・デューティー～資産形成層がネットで 積立投資を急増中、積立投資を期間・開始時・終了時(出口)を 変え検証～

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、NISAなど内外の資産運用に関連する情報を発信するコラムです。

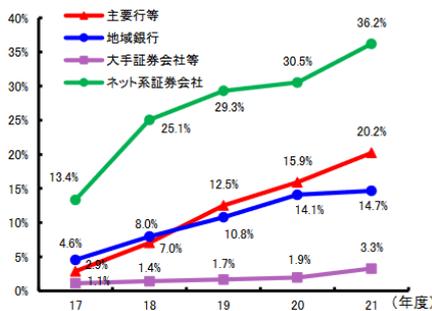
投信協会「新しい資本主義の実現に向けた提言」も金融庁「モニタリング」も積立に注目

2022年7月22日に投信協会が「新しい資本主義の実現に向けた資産運用業界からの提言」を公表した(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。(1)具体的な数値目標の設定 (2)実践的な金融経済教育の推進(官民の取組体制の法制化) (3)NISA、つみたてNISAの抜本的拡充 (4)DC、iDeCoの改革 (5)資産形成を促すための措置の導入の5点。

提言には「資産形成において有効性が確認されている長期・分散・積立による投資手法を、個人が少額から取り組める投資信託等という仕組みを活用して実践することで、すべての人にその長期的成果を享受してもらうため、『長期・分散・積立』による資産形成を実際の行動に』をスローガンに研究と検討を重ねてきた。…(略)…これは、政府方針で示された『貯蓄から投資のための資産所得倍増プランの策定における家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。』との提言に繋がるものであると考える。」とあった(「すべての人に世界の成長を届ける研究会/通称:つみけんは後述[参考ホームページ]①参照)。

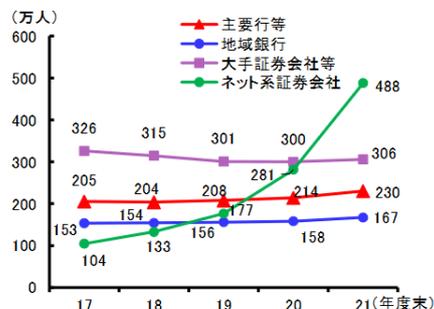
2022年6月30日に金融庁が「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」を公表した(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。ここにも積立が登場、「積立投資信託による投資信託販売額は、2017年度以降、主要行等、地域銀行、大手証券会社等、ネット系証券会社のいずれの業態においても増加傾向にある。投資信託の販売額に占める積立投資信託販売額の割合も、同様に増加傾向である。特に、ネット系証券会社では足下36%を占めている。」とあった(定量データ集7頁)。**ネット系証券投信保有顧客数は488万人と前年度(281万人)から1.7倍増、大手証券会社等(306万人)、主要行等(230万人)、地銀(167万人)を超えた**そうである(下記グラフ右)。

投資信託の販売額に占める積立投資信託販売額の割合の推移



(注1)有効回答が得られた主要行等7行、地域銀行22行、大手証券会社等7社、ネット系証券5社を累計
(注2)年間の積立金額は「(当年度9月の積立金額+同3月の積立金額)×6」で算出
(注3)銀行は自行販売ベース
(資料)金融庁

投資信託保有顧客数の推移



(注1)主要行等8行、地域銀行23行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社5社を累計
(注2)銀行の投資信託は、自行販売ベース
(注3)対象は、年度末時点で残高のある個人顧客
(資料)金融庁

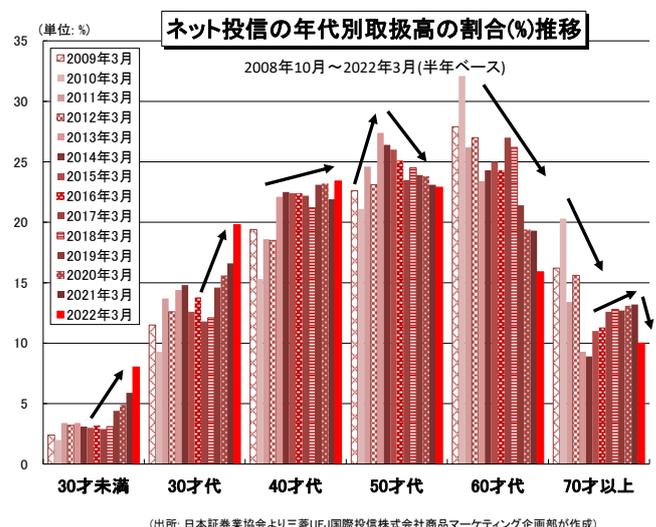
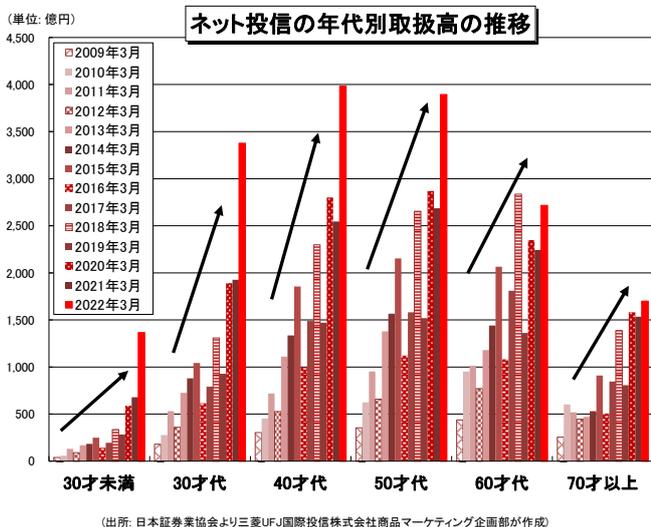
(出所:金融庁「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について(令和3事務年度)」)

資産形成層がネットで積立投資を急増中

金融庁モニタリング結果は「ネット系証券会社は、低コストのインデックス投信の積立に関する若年層のニーズなども取り込んで、投資信託の保有顧客数を顕著に増加させている。」(全体版 3 頁)、「積立投資信託の主な販売先となる資産形成層が、ネット系証券会社を広く選好していることがうかがえる。こうした中、各種手数料の引き下げや、一部無料化等に見られる低コスト化を通じた顧客獲得競争は厳しさを増している。」(全体版 3・4 頁)と言う。

投信のネット取引が大きく増えており、若い世代のネット(含むスマホ)取引が増加傾向にある。2022年6月28日に日証協が公表した「インターネット取引に関する調査結果(2022年3月末)」(対象会員 268 社)によれば、インターネットによる国内投資信託の募集取扱高が2021年10月～2022年3月の半年間に2兆8,742億円と、前半期(2021年4月～9月)の2兆4,145億円を上回り、過去最高を更新した(5 半年連続過去最高更新～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

年代別では、40才代が3,982億円(23.4%)と最多で、その後50才代3,894億円(22.9%)、30才代3,376億円(19.8%)と続く。全年代に占める割合の推移では、30才代や30歳未満の若年層が急上昇しているのに対して、50才代以上では割合が低下傾向にある(下記右グラフ～2021年6月14日付投信調査コラムその335参照～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。



金融庁は「モニタリング」も「顧客本位の業務運営に関する原則」もフォローアップ重視

2022年6月30日付金融庁モニタリング結果は「長期分散投資を実現するためには、定期的に顧客の属性の変化を確認するとともに、保有資産の状況を踏まえながら、ポートフォリオの最適化のための提案を行うこと(フォローアップ)が有効と考えられる」(全体版 15 頁)、「フォローアップでは、その後の資産状況の変化に加えて、顧客の意向等に特段の事情変更がないかを確認する必要がある。」(全体版 15 頁)と言う。

商品販売後のフォローアップ(アフターフォロー)は、2021年1月15日に金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂版)において、金融事業者による金融商品・サービスの販売・推奨等に関し留意すべき点として、「金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと」などと追加している(次頁上方を参照、2021年1月15日付金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂版)原則6の注1、2022年5月16日付日本版ISAの道その356URLは後述[参考ホームページ]①参照)。



【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

- (注1) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。
- (注2) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。
- (注3) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。
- (注4) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に関する理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。

【顧客にふさわしいサービスの提供】

原則6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。

- (注1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。
- 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと
 - 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らを取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと
 - 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと
- (注2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。
- (注3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。
- (注4) 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。
- (注5) 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に関する理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。

改訂で追加

金融庁モニタリング結果では、フォローアップに多くの紙面が割かれ、次の様に、「預り資産の状況等の定期的な報告のほか、相場急変時の市況等の情報提供」に止まってはいけない事が示されている。「フォローアップでは、その後の資産状況の変化に加えて、顧客の意向等に特段の事情変更がないかを確認する必要がある。しかしながら、多くの販売会社の対応は、預り資産の状況等の定期的な報告のほか、相場急変時の市況等の情報提供に止まっている。また、営業現場へのヒアリングでは、営業職員の中には、顧客へのフォローアップがいわゆる利益確定売りとして解約につながることを懸念する者がいることも確認された。属性の変更がないにも関わらず、解約される要因の一つとして、最初の提案が長期投資ではなく、(比較的短期の)値上がり益の獲得が主眼だった可能性がある。仮に、そうした提案であったとすると、フォローアップは、保有資産のその時点での損益報告(儲かっているか否か)のみに焦点が当たるため、結果として、利益確定売りにつながっている可能性がある。フォローアップを通じて、提案内容の適切性を振り返ることも必要と考えられる。」(下線は当コラム筆者、全体版15・16頁)である。

積立投資のフォローアップ、プロダクトガバナンス、フィデューシャリー・デューティー

金融庁モニタリング結果を見ると、欧州金融監督当局(欧州のESMA/欧州証券市場監督機構や英国のFCA/金融行為規制機構など)が進めているMiFIDIIプロダクトガバナンス規制/MiFID II product governance requirements が思い出される(2020年6月22日付日本版ISAの道その309及び2021年3月22日付日本版ISAの道その330~URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

MiFIDIIプロダクトガバナンス規制は、証券会社や銀行など投資プロダクトの販売・推奨等を行う販売会社/distributors はもちろん、投信会社など(運用会社、保険会社、仕組商品/預金等の組成金融機関)投資プロダクトの組成に携わる組成会社/manufacturers をも対象とする投資家保護強化規制である。下記に2018年2月5日付ESMA/European Securities and Markets Authority/欧州証券市場監督機構「Guidelines on MiFID II product governance requirement」の重要部分のごく一部を抜粋した(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

MiFIDIIプロダクトガバナンス規制/MiFID II product governance requirements

(下線は当コラム筆者。また、和訳は、当コラム筆者が作成した英文の参考抄訳であり、英語の原文と抄訳内容に相違がある場合には原文が優先する)

✓組成会社が、潜在顧客属性特定/potential target market identification を行う際、定量判断だけではなく、十分な定性判断/sufficient qualitative considerations を使う。例えば、複雑なリターン・プロファイルを持つ仕組債等プロダクト/structured products を組成する場合は、そのプロダクトの知識がある顧客と特定する。



広範囲なファイナンシャル・ゴール/wider financial goals等の目標とニーズを持つプロダクトを組成する場合、期待される投資ホライズン/expected investment horizon (保有年数)に言及する。

✓組成会社の潜在顧客属性特定は個別顧客の情報によるものではない一般的なものなので、参考にしながらも(組成会社の潜在顧客属性特定だけですませず)、実際の顧客(および見込みの顧客)の情報により販売会社は顧客属性特定をより具体的にします。その上で、**各々の顧客のニーズや目標等に合ったサービスを提供する。**

✓組成会社と販売会社の間で情報交換/exchange of informationを定期的に行い、顧客属性と販売戦略/target market and related distribution strategyを見直す。

プロダクトガバナンスは日本の金融庁も頻繁に言及、2022年6月21日開催・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第19回)でも、企画市場局の島崎征夫市場課長が「**プロダクトガバナンスについて、これはこちらでかき括弧付きで、以下『プロダクトガバナンス』という、という形で、その意味するところを、『想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者に必要な情報提供や、これらの評価・検証等を行うこと』とさせてい**た

だいて、以下『プロダクトガバナンス』という

ことで使わせていただいているところ

です。プロダクトガバナンスについては、その十分な確保が必要であるとしており、また、金融リテラシーの向上についての重要性も述べております。」(2022年7月21日公表2022年6月21日開催・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第19回)議事録～URLは後述[参考ホームページ]①参照)と言っている。

フォローアップやプロダクトガバナンスと積立投資はしっかりこない人がいよう。ただ積立投資について、「**マーケット**の下落時には、積立投資をしている多くの人が止めたり売却したりしている。…(略)…。実際には、そういう市場の大きな下落はあったとしても投資し続けることでリカバリーは可能なのだが、投資の基本知識とリスク耐性を持たないまま、安易に投資することで、大きな損失を被ったままマーケットから退出していく人が増えることは容易に想像できる。」(2020年1月20日付日本版ISAの道その293～URLは後述[参考ホームページ]①参照)と言われる。積立投資は「**リスクが拡大**していく為、損失時のダメージが大きくなる」(2020年1月20日付日本版ISAの道その293～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

既に大きな残高を持つ顧客は積立投資を停止しやすくなっている。この様な時、顧客に目標とニーズを思い出させ、属性の変更がないにも関わらず解約する様な事を抑えるフォローアップ、プロダクトガバナンスが重要となろう。

米国では、大幅損失時に顧客に目標とニーズを思い出させ、継続を助言するコーチングも行われる(2019年2月4日付日本版ISAの道その254～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。積立投資の歴史が長い米国は積立投資残高も大きい(積立投資…Automatic Investment Plan/AIP(もしくはDollar-Cost Averaging/DCA、一括投資…Lump-Sum Investing、2020年2月25日付日本版ISAの道その298～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。その代表的存在が確定拠出年金/DCである(民間企業向け401k、公務員向け457、公立学校従業員・教会・病院等関係者向け403b、連邦公務員向けTSP/Thrift Savings Planなど)。**DCは退職時(積立終了/出口)にIRA/個人退職勘定へ移換する事が多く、「ロールオーバーIRA/Rollover IRA」と呼び、金融機関やファイナンシャル・アドバイザー、運用会社にとって大きなビジネスとなっている**(IRAの9割以上がロールオーバー、2016年8月29日付日本版ISAの道その154～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。この際のアドバイスや推奨、手数料が問題となる事も起こり、**フィデューシャリー・デューティーが米国では厳しくなってきた**(2016年8月29日付日本版ISAの道その154、2022年5月16日付日本版ISAの道その356～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。厳しくなってきたが、だからこそ、より低コストで良質な積立投資関連のプロダクトが米国で提供され、拡大してきたとも言える。**積立投資とフィデューシャリー・デューティー(および最善の利益規制/Reg BIなど投資家保護強化規制)は深い関係がある。**



(出所: 2019年9月6日付TD Ameritrade)

日本で2017年1月からほぼ全ての現役世代が加入出来る様になった個人型確定拠出年金(iDeCo、イデコ)は米国のIRAを模範としたものだ(米国のIRAも含めて2016年4月25日付日本版ISAの道その139、2016年6月6日付日本版ISAの道その143、2022年4月11日付日本版ISAの道その354～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。今後、日本も米国の様になっていく可能性がある。

積立投資を期間・開始時・終了時(出口)を変え検証

積立投資のフォローアップ、プロダクトガバナンス、フィデューシャリー・デューティーに有用な検証を行う。

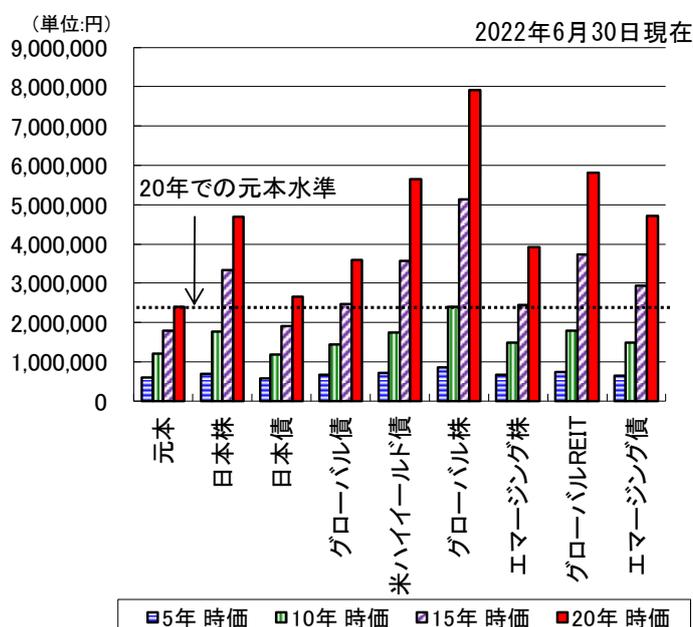
当コラムでは、一般 NISA やつみたて NISA、企業型確定拠出年金/企業型 DC や個人型確定拠出年金/iDeCo/イデコの投資信託等を活用した少額からの「長期・分散・積立」投資を通じた家計の安定的な資産形成の拡大を支援するため、日本で NISA が始まる前年、2013 年 2 月 8 日付日本版 ISA の道 その 2 から、継続して積立投資のリスク/リターンについてベンチマーク別に検証している(URL は後述[参考ホームページ]②参照)。

NISA で使われる事が多い投信ベンチマークについて、投資期間・積立開始時期・積立終了(出口)時期を変えて、多種多様な検証をする。投資の未経験者のみならず、既存の投信投資家で積立にシフトしようとする(した)人、つみたて NISA の投資家はもちろん、一般 NISA 等の投資家も積立投資が出来る。一般 NISA 等で積立投資を行う場合、商品が限定されておらず、(つみたて NISA に比べ)自由度の高い投資が可能である為、こうした検証は特に参考になると思われる。

毎月 1 万円ずつ積立投資をしていたら、今いくらになっているのか、まず 2022 年 6 月末までの投資期間 5 年、10 年、15 年、20 年の元本とリターン(損益)が下記のグラフである。グラフの左が時価、右が損益である(*手数料等は考慮せず)。

投資期間 5年・10年・15年・20年

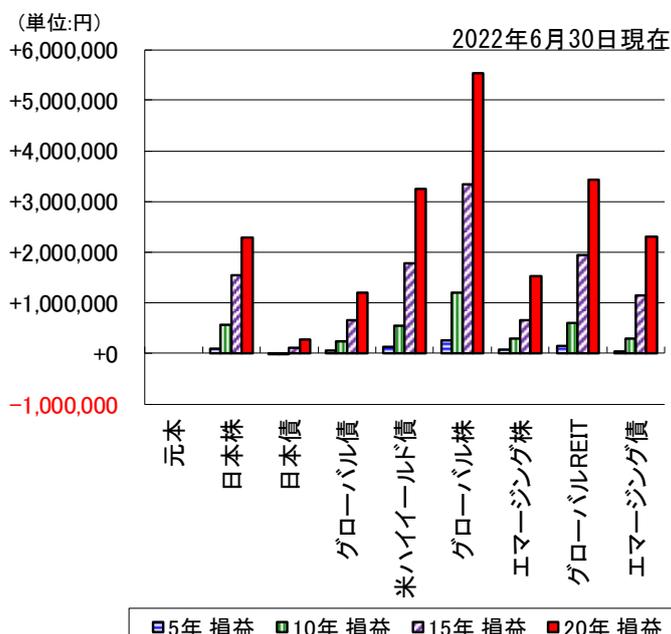
2022年6月30日 まで毎月末に10000円ずつ購入した時の現在の **時価** *左から投資期間 5年・10年・15年・20年。



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

*ベンチマークとはブルームバーグで代表的と思われるものを、当コラムで2013年2月8日付日本版ISAの道その2から継続して使用している(以下同じ)。

2022年6月30日 まで毎月末に10000円ずつ購入した時の現在の **損益** *左から投資期間 5年・10年・15年・20年。



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

*ベンチマークとはブルームバーグで代表的と思われるものを、当コラムで2013年2月8日付日本版ISAの道その2から継続して使用している(以下同じ)。

5年と10年は日本債を除く資産がプラスのリターンとなり、グローバル株(日本を除く先進国)のリターンが最も好かった。15年と20年は、いずれの資産もプラスのリターンとなり、リターンが最も好かったのは同じくグローバル株(日本を除く先進国)だった。「つみたてNISA」適格投信フローにおいて、2022年は前年同様、米国株ファンドとグローバル株ファンドが主導する純流入が続いているが、合理的な投資と言えそうである。



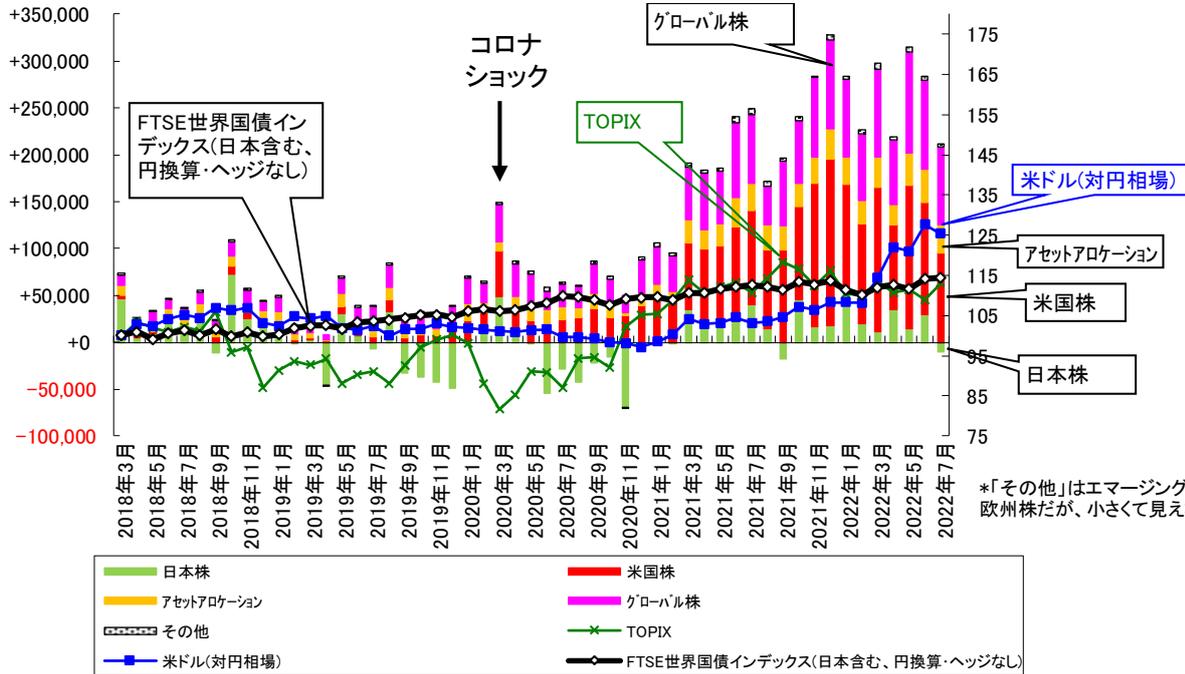
日本の つみたてNISA適格投信の純設定(推計)の推移 (2018年3月1日 ~ 2022年7月29日、月次データ)

*つみたてNISA適格投信…ETFを除く追加型。純設定には、つみたてNISA以外で購入された分も含む。

インデックス…TOPIXと米ドル(対円相場)、FTSE世界国債インデックス(日本含む、円換算・ヘッジなし)。

日本のつみたてNISA適格投信
月次・純設定
主要分類別

純設定合計(単位: 百万円)

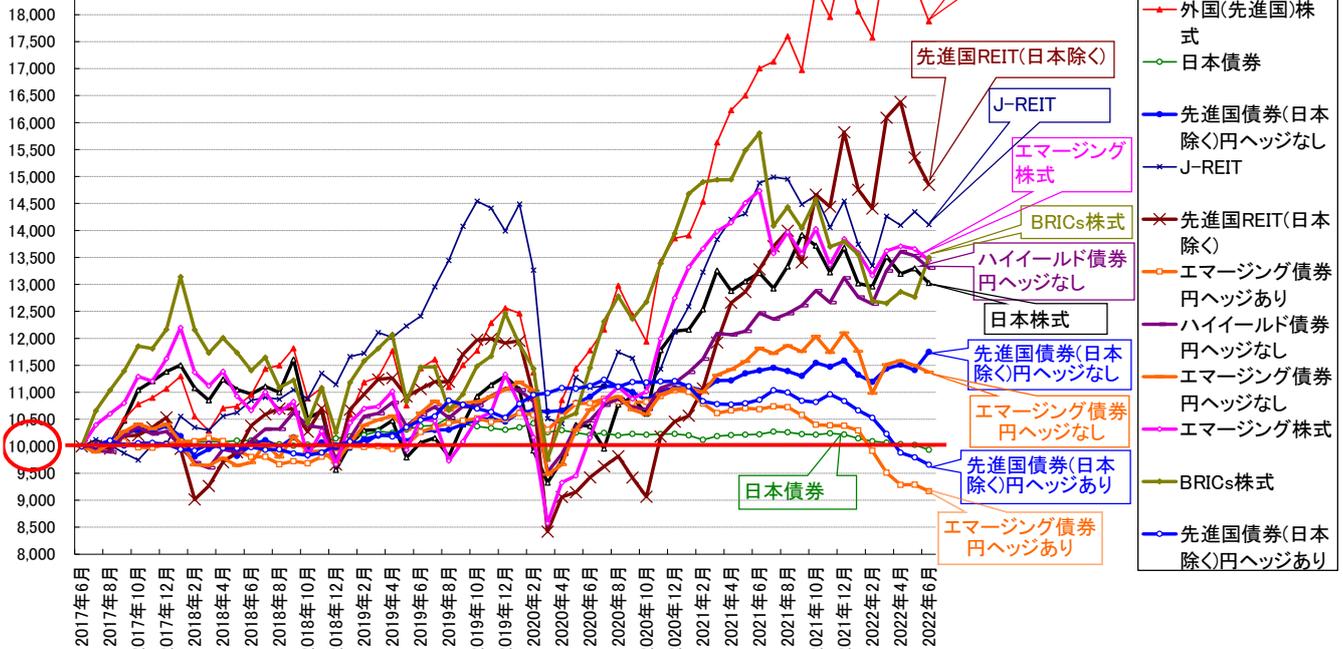


(出所: Ibbotson及びブルームバーグより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

日本の投資信託に使われることの多いベンチマークの推移5年間

(5年前を10000としている、円換算、月末データ)

2017年6月末 ~ 2022年6月末



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成) *ベンチマークとはブルームバーグで代表的と思われるものを使用している

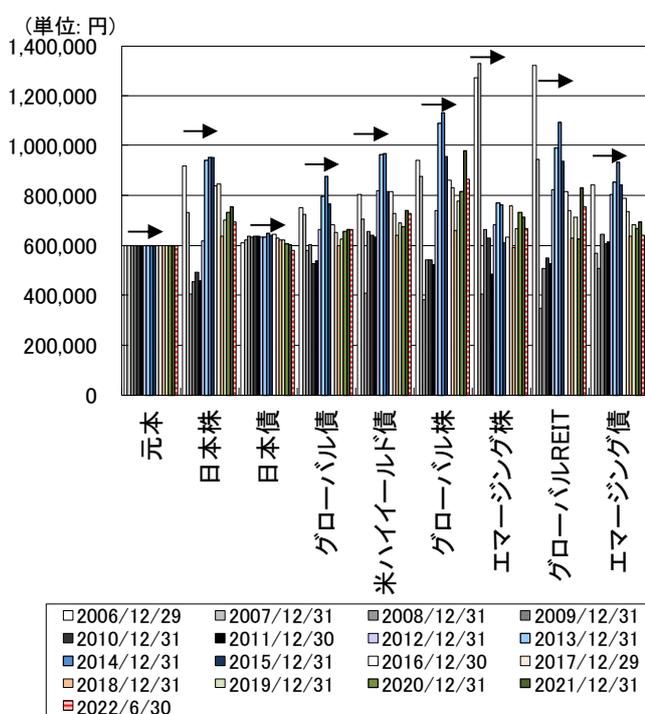
積立投資は一括投資の様な「投資時期と終了時期の2時点での市場次第」と言うリスクは軽減されるが、「終了時期の市場次第」と言うリスクがある(*積立期間中に市場価額が上がり平均投資単価が高くなる場合もある)。そこで積立の終了時を2006年～2021年の各年末、2022年6月末として検証する。

まずは投資期間5年である。新型コロナウイルス感染症による市場急落時の2020年3月末までの5年では、日本債とグローバル債を除く資産が損失となったが、2020年末はそれらの資産も利益となり、2021年末に多くの資産は利益が拡大した。最新2022年6月末は、2021年末より利益を減らし、日本債は損失となった。2020年3月末までの積立結果については、2020年4月16日付日本版ISAの道その302参照(URLは後述[参考ホームページ]②)。グローバルREITや、グローバル株、日本株について、リーマン・ショック(2008年9月)後2008年末から2011年末まで損失が続いている。ただ2012年末に回復、2014年末にかけ利益が急拡大している。

5年の積立では期間によっては損失となる事がある。

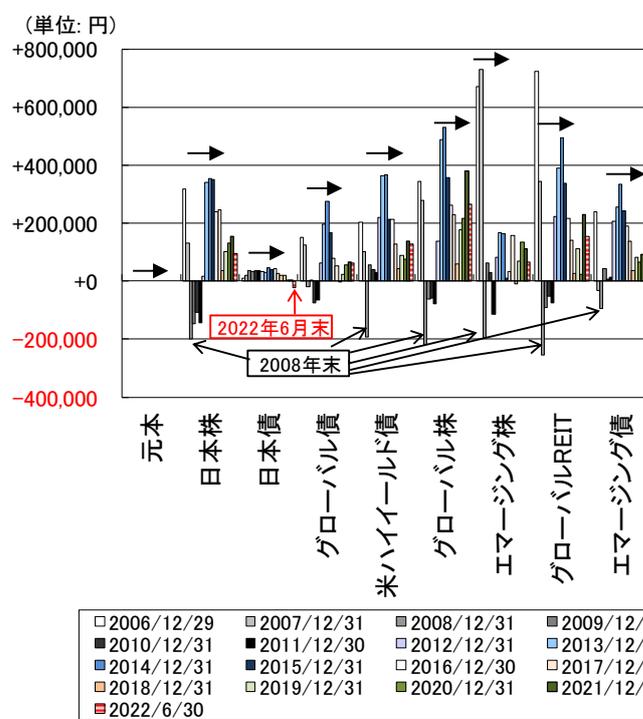
投資期間5年

毎月末に10000円ずつ5年間購入した時の 時価
*左から2006年～2021年の各年末と2022年6月末。



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

毎月末に10000円ずつ5年間購入した時の 損益
*左から2006年～2021年の各年末と2022年6月末。



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

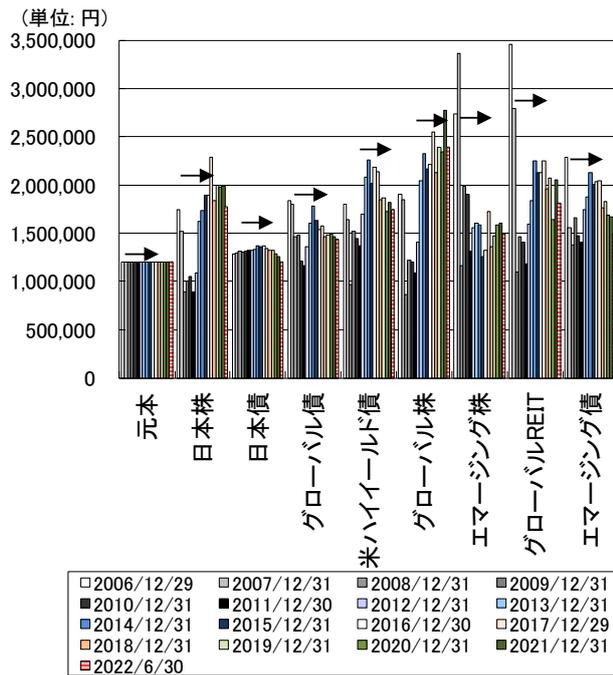
より長期ではどうか。

投資期間10年は次頁グラフの通り、投資期間5年に比べ総じて黒字化している。

グローバルREITとグローバル株は、投資期間5年では2008年末から2011年末まで損失だったが、10年では、2008年末と2011年末だけで損失である。エマージング株は5年で2008年末・2011年末・2018年末いずれも損失だったが、10年では2008年末のみ損失となっている。総じて損失となる年が減り損失額も小さくなっている。ただ、日本株は2008年末から2012年末まで損失であり、投資期間5年より損失年が増えている。

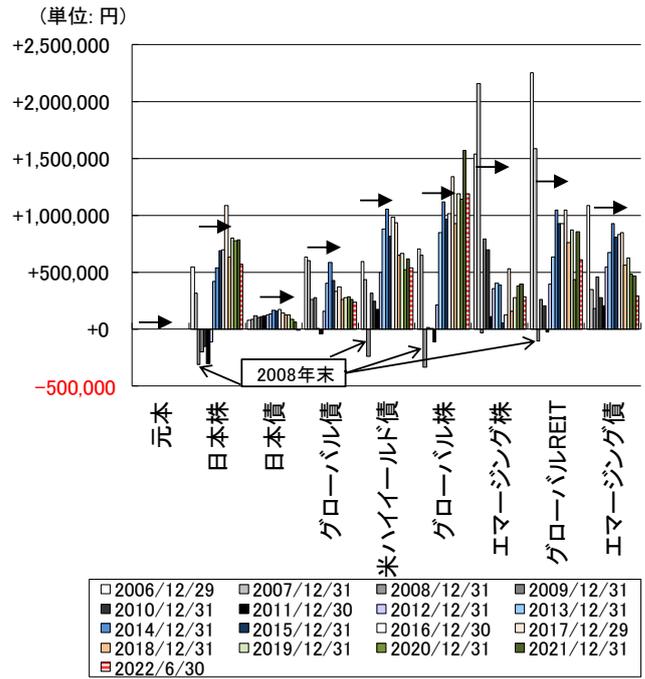
投資期間 10年

毎月末に10000円ずつ10年間購入した時の **時価**
*左から2006年～2021年の各年末と2022年6月末。



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

毎月末に10000円ずつ10年間購入した時の **損益**
*左から2006年～2021年の各年末と2022年6月末。

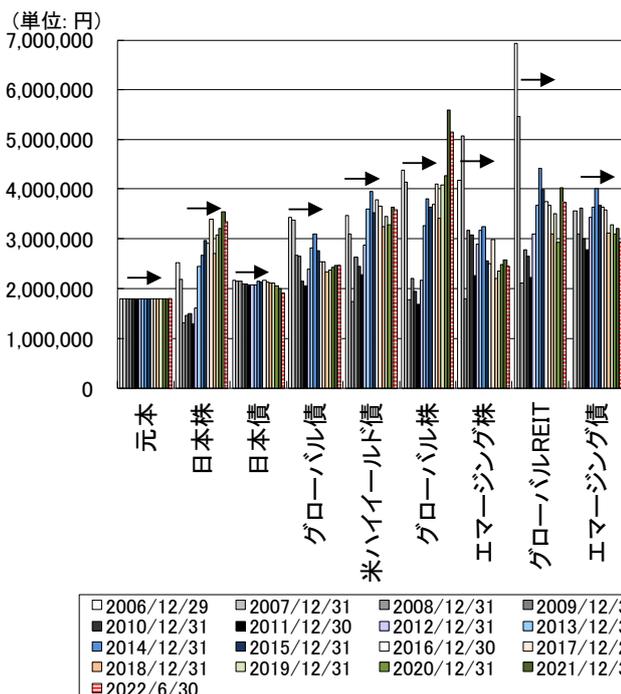


(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

そして**投資期間 15年**と**20年**で、**黒字化がより鮮明となる**。下記及び次頁グラフだが、大半が**いずれの時点でも利益**、もしくは、**見えにくい程度の損失にとどまる**。**2012年末までマイナスだった日本株は2013年に黒字化する**。**2018年末から2021年末にかけて利益が拡大している**。**リーマン・ショックの様な相場暴落時でも、新型コロナウイルス感染症の影響による相場変動時でも、長期になればなるほど積立投資では良好な結果になっている**。

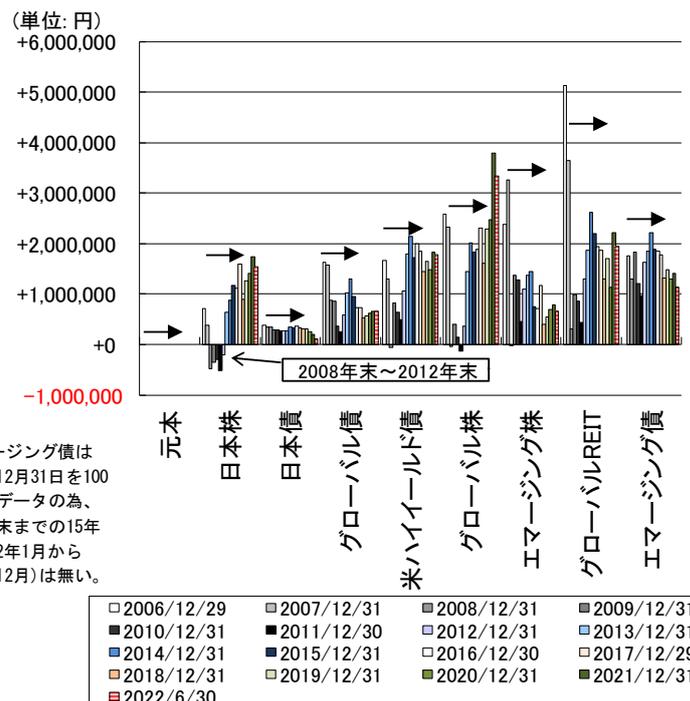
投資期間 15年

毎月末に10000円ずつ15年間購入した時の **時価**
*左から2006年～2021年の各年末と2022年6月末。



(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

毎月末に10000円ずつ15年間購入した時の **損益**
*左から2006年～2021年の各年末と2022年6月末。

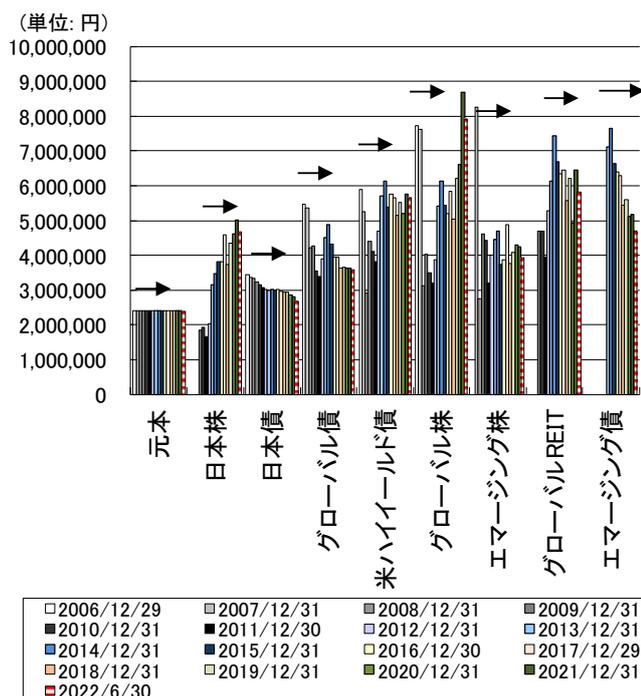


(出所: ブルームバーグより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

*エマーゼィング債は1993年12月31日を100とするデータの為、2006年末までの15年間(1992年1月から2006年12月)は無い。

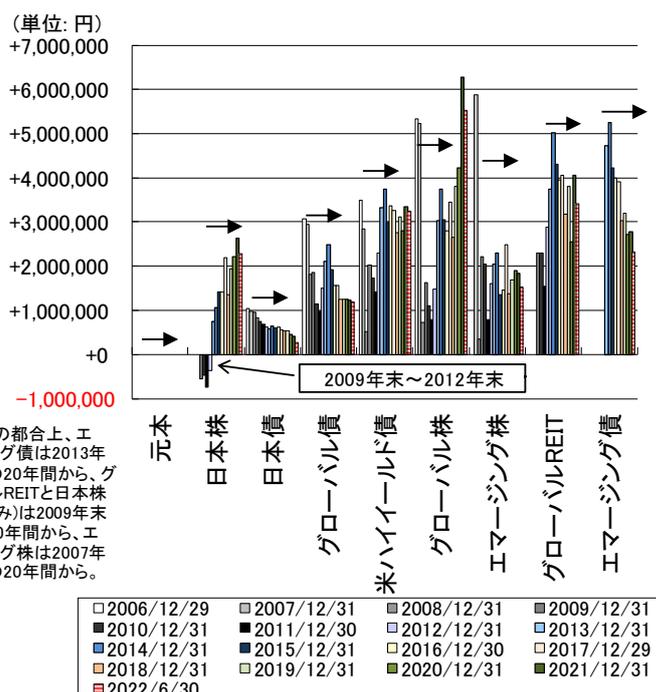
投資期間 20年

毎月末に10000円ずつ20年間購入した時の **時価**
 *左から2006年～2021年の各年末と2022年6月末。



(出所: プルームバークより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

毎月末に10000円ずつ20年間購入した時の **損益**
 *左から2006年～2021年の各年末と2022年6月末。



(出所: プルームバークより三菱UFJ国際投信投資顧問株式会社商品マーケティング企画部が作成)

以上、資産形成層がネットで積立投資を急増中の積立投資を期間・開始時・終了時(出口)を変え検証した。

この検証結果を見て、投資家には、リターン/リスクの大小や安定さを良く見て、自身のリスク選好度や好み、目標等に応じた投資をし、資産形成の一助にしてもらえる事を期待する。また、販売会社には、顧客の利益時も損失時も、顧客に長期の目標とニーズを思い出させ、継続させる様なフォローアップ、さらには、プロダクトガバナンス、コーチングを期待する。それが顧客の信頼を得る事につながり、日本が米国の様になれば、今は小さな積立投資残高も、将来、大きなビジネスになると思われる。

以 上

[参考ホームページ]

①新しい資本主義については、2022年5月30日付日本版ISAの道 その357「資産所得倍増プラン『NISAの抜本的拡充』でNISA縮小回避!?」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220530_2.pdf」、2022年6月13日付日本版ISAの道 その358「資産所得倍増プランに『iDeCoの改革や子供世代が資産形成を行いやすい環境整備』! 米国など年金資産倍増国を参考に」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220613_2.pdf」、2022年7月11日付日本版ISAの道 その360「資産所得倍増プランだけではなくスタートアップも!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220711_2.pdf」、2022年7月25日付日本版ISAの道 その361「新しい資本主義における長期運用資金のベンチャー投資には日本版LTAF、日本版VCTの道も」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220725_2.pdf」。

投信協会の提言については、2022年7月22日付投資信託協会「新しい資本主義の実現に向けた資産運用業界からの提言」…「<https://www.toushin.or.jp/topics/2022/22604>」および「file:///C:/Users/81906/Downloads/20220722_teigen.pdf」(つみけん…「<https://www.toushin.or.jp/statistics/Tsumiken/index.html>」)。

金融庁のモニタリング結果については、2022年6月30日付金融庁「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について(令和3事務年度)」…「概要版 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuhoni/202206/01.pdf>」および「全体版 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuhoni/202206/02.pdf>」(今回は2021年7月12日付日本版ISAの道 その337「コロナ禍

でネット中心に伸びる積立を検証!～投信協会『つみけん』、金融庁『モニタリング結果』に示される長期・分散・積立の重要性、その効果を常日頃から伝える事の重要性～」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_210712_2.pdf」。

投資信託等の販売会社に関する定量データ集…「<https://www.fsa.go.jp/news/r3/kokyakuho/202206/03.pdf>」。

2022年6月28日付日本証券業協会「インターネット取引に関する調査結果(2022年3月末)」…「<https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/files/interan/netcrousa2022-3.pdf>」。

金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」については、2021年1月15日付金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂版)…「<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/02.pdf>」(2017年3月30日付金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」…「<https://www.fsa.go.jp/news/28/20170330-1/02.pdf>」)、2022年5月16日付日本版ISAの道 その356「米国の新しい最善の利益規制と日本のNISAの抜本的拡充で一層インデックスファンドに資金が向かう!?」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220516_2.pdf」。

プロダクトガバナンスについては、2020年6月22日付日本版ISAの道 その309「日本版資産運用業高度化の道」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_200622.pdf」、2021年3月22日付日本版ISAの道 その330「『欧州資産運用業界最新動向』 日本の金融庁『重要情報シート』が参考にする欧州の『PRIIPs KID』は欧州の投信協会やアナリスト協会等の反対を押し切り来年2022年から?」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_210322_2.pdf」、2018年2月5日付ESMA/欧州証券市場監督機構「Guidelines on MiFID II product governance requirement」…「https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma35-43-620_guidelines_on_mifid_ii_product_governance_requirements_0.pdf」、2022年7月21日公表2022年6月21日開催・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」(第19回)議事録…「https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/market-system/gijiroku/20220621.html」(2022年6月22日付金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」中間整理…「https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220622.html」)。

コーチングについては、2020年1月20日付日本版ISAの道 その293「積立においてどういった投資信託を選ぶ? 積立投資を多様な視点から検証してわかる長期積立投資と行動コーチングの重要性」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_200120.pdf」、2019年2月4日付日本版ISAの道 その254「今こそ行動コーチング! 米国ではタックス・マネジメントより価値の高いアドバイス!!～バンガード vs フィデリティ vs シュワブ～」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190204.pdf」。

米国における投資の積み立て制度/AIPと投資の取り崩し制度/AWPについては、2020年2月25日付日本版ISAの道 その298「米国でシュワブとフィデリティは老後資産の取り崩し機能付きロボアドでも無料競争!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_200225.pdf」。

米国のDCおよびIRAについては、2016年8月29日付日本版ISAの道 その154「1月からすべての国民が個人型DCに加入可!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_160829.pdf」。

米国のフィデューシャリー・デューティー及び最善の利益規制/Reg BIについては、2022年5月16日付日本版ISAの道 その356「米国の新しい最善の利益規制と日本のNISAの抜本的拡充で一層インデックスファンドに資金が向かう!?」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220516_2.pdf」。

米国の年金については(日本の年金についても)、2016年4月25日付日本版ISAの道 その139「DC改正法案参院可決!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_160425.pdf」、2016年6月6日付日本版ISAの道 その143「DC改正法案成立!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_160606.pdf」、2022年4月11日付日本版ISAの道 その354「世界の年金資産が過去最高を更新、DCは5割超へ! その中、米国、日本、日米のDC投信はどうなっている?～日米DB・DC最新動向、積立投資の多様な資産・投資期間・終了時期での有効性検証～」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_220411_2.pdf」。

②2020年4月16日付日本版ISAの道 その302「コロナショックで市場が急変動! こういう時こそ積立金額を増やし、慌てないで継続を!!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_200416.pdf」。

2021年6月14日付投信調査コラムその335「投信のネット取引が過去最高を更新中! ネット(スマホ含む)の利用が多い若い世代の投信保有が着実に増加!!若い世代が増えつつあるNISAで引き続きグローバル株と米国株が人気!!!」…「https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_210614_2.pdf」。

三菱 UFJ 国際投信【投信調査コラム】日本版 ISA の道 バックナンバー：
「各年… <https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html> 」、
「2013年2月1日付日本版ISAの道 その1から一気に見る/検索する…
<https://www.am.mufg.jp/smp/market/report/investigate.html> 」もしくは
Google 等で「投信調査コラム」もしくは「日本版ISAの道」と検索。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。

本資料中で使用している指数について

- ・TOPIX(東証株価指数)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・FTSE世界国債インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・「日経平均株価」に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。
- ・ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されているバークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。



三菱UFJ国際投信

三菱UFJ国際投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会